道路占用許可基準

（浜田市が準用している島根県道路占用許可基準より抜粋、一部追記）

道路の占用の許可にあたっては、法第33条及び令第10条から第14条の2に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に基づいて適格に審査しなければならない。

⑴　法第32条第1項第1号に掲げる工作物

〔電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物〕

①　電柱、電話柱類

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 1　道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認めるものとする。  2　市街地区域内の主要幹線道路は建柱をさけ、原則として地下電線とすること。  3　電柱等を新設又は立て替えする場合において、他の類似する線路等に共架することができる場合には、共架柱とさせ、単独柱の占用は認めないものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　電柱等の支線又は支柱には黄色の反射板を取り付けるものとする。  2　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　占用場所は原則として道路界に最も近い位置とする。  （電柱1本ずつの横断図を添付させるとともに、横断図には道路境界線を赤線で明記させること。）  ①　法敷がある道路にあっては法敷とする。（図-1、図-2、図-3、図-4）  ② 法敷がなく歩道を有しない道路にあっては路端寄りとする。（図-5）  ③ 歩道を有する道路にあっては歩道上の車道寄りに設けることができる。（図-6）  ④　側溝に建柱する場合には、その断面を侵さないようにすること。（図-7、図-8）  2　同一路線にかかる電柱等は、道路の同一側に設け、かつ歩道を有しない道路にあって、その反対側に占用物件がある場合には、これと8m以上の距離を保つこと。（道路が交差し、接続し又は屈曲する場所においてはこの限りではない。）  （注）申請の際は平面図に、申請場所付近の既設の占用物件及びそれとの距離を明記させること。  3　歩道を有しない道路においては、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。  4　横断歩道からは6m以上の距離を保つこと。  5　電柱等の脚ていは、道路と平行に取り付け、その最下部と路面との距離は1.8m以上とすること。  6　電柱等の支線及び支柱並びに地下導線の立ち上がり用管は、道路と平行に取り付けるものとする。  7　電柱等の支線及び支柱は極力民有地に建てさせること  8　信号機、道路標識、消火栓及び火災報知器等の機能を阻害しない位置に設けること。  9　地先居住者等に支障を及ぼすおそれのない場所とすること。 |

図-1

（法肩）

（法尻）

道　路

図-2（石垣法面を利用する場合）

0.25m以上離すこと

（注）1　保護路肩として0.25m以上路肩から離すこと。

2　法面保護のためコンクリート巻立てをすること。

コンクリート巻立てをする。

図-3（切取法面のある場合）

（注）1　将来の道路利用効果を考慮し、支障のない位置とする。

2　道路曲線部の内側に当たる場合は、安全視距を考慮した位置とする。

図-4（盛土法面の建柱基準）

道路

図-5

車道

車道

図-6

車道

0.25m以上離すこと

図-7

側溝に割り込んで設けること

道路

図-8

側溝の一部が付替えできる場合

新設

既設

↓

取付として

2.0m～3.0m

は蓋をかけ

ること

（注）1　急角度の付替えは通水上支障があるので、現地に応じて工法決定すること。

2　側溝蓋は重車両の輪荷重に耐える構造であること。

3　側溝の付替えについては24条工事として取扱う。

②　街灯

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 1　地元の町内会、商店会その他これらに準ずる者が、その町内の道路を照明し、又は防犯のために設置するものに限り占用を認めるものとする（設置後の維持管理について相当の管理能力を有するものであること。）。  2　道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　灯柱は、金属柱又は鉄筋コンクリート柱とし、安全上支障のない限りできるだけ細いものとする。  2　同一街区における街灯は、形状を同一とし、その色彩は、原則として白色又は銀色とする。  3　電灯は、原則として白熱灯又は水銀灯とする。  ※　近年は、LED照明も許可している。  4　街灯を連続して設ける場合には、路面の照度を均等にするものとする。  5　街灯間の配線は、地下線とする。ただしこれにより難いと認められる場合には、架空線とすることができる。  6　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。  7　色彩及び意匠は、美観を損しないものとする。  8　地下根入れは、灯柱全体の長さの6分の1以上とする。  9　管理者名、寄贈者名を表示する場合に限り、路面より高さ1m以内で30㎝×10㎝以内で表示することができる。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路にあっては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から0.25mの間隔を保つものとする。  2　歩道を有しない道路にあっては、路端寄りとする。ただし、車道幅員が4.5m未満の場合には、灯具等の突き出し部を除き認めないものとする。（図－1）  3　灯具の最下部と路面との距離は、4.7m以上とし、車道上への出幅は、1.2m以下とする。（図－2）  4　道路の同一側における灯柱の間隔は、20m以上でほぼ等間隔とする。  5　道路の両側に設ける場合には、千鳥式に配列するものとする。  6　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |

図-1　　　　　　　　　　　　　　図-2

歩道

道路

4.7m以上

1.2m以下

0.25m

民地

道路

1.0m以内

0.3m×1.0m

以内

4.7m以上

この部分のみ占用

③　その他の柱類

ア　「①電柱、電話柱類」に準ずるものとする。

イ　公安委員会が設ける信号機柱については、占用協議で処理するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件の例示 | 有線放送柱、国旗掲揚ポール、火災報知器柱、テレビ柱、信号機柱、索道柱、防犯灯、街路灯、道路照明灯 |

④　電線（架空電線、架空電話線）

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 路面から5m以上の高さとする。ただし、既設電柱に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合には、4.7m以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。 |

⑤　有線音楽放送線

「有線音楽放送施設の道路占用の取扱いについて」（昭和47年9月20日建設省道路局長通達）によるほか、次の基準による。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 1　電波管理関係法の手続きを経た適法な事業主体に限り占用を認めるものとする。  2　道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。  3　原則として既設電柱への共架以外は占用を認めないものとする。 |
| 占用物件の構造 | 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 路面から5m以上の高さとする。ただし、既設電柱に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合には、4.7m以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。 |

⑥　テレビアンテナ用ケーブル

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 1　道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。  2　原則として既設電柱への共架以外は占用を認めないものとする。 |
| 占用物件の構造 | 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 路面から5m以上の高さとする。ただし、既設電柱に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合には、4.7m以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。 |

⑦　有線テレビ用ケーブル

ア　有線音楽放送線に準ずる。

イ　「有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて（平成8年6月28日建設省道路局長通達）を参照すること。

⑧　変圧塔、送電塔、その他これらに類するもの

無線基地局・携帯無線基地局については「無線基地局の道路占用の取扱いについて（平成26年3月26日国土交通省道路局長通達）を参照すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　支柱は、鉄骨等強固な構造とする。  2　工作物の周囲には危険防止柵を設けるものとする。  3　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　法敷上でかつ、路肩から0.25m以上離すものとする。  2　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。  3　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |

⑨　郵便差出箱（郵便ポスト、一般郵便差出箱）

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　投函口は、歩道を有する道路にあっては歩道側に設け、歩道を有しない道路にあっては道路と平行に設けるものとする。  2　側溝上に設ける場合には、側溝の機能を妨げない構造とする。  3　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　法敷がある道路にあっては、法敷上の車道寄りとする。  2　法敷のない道路にあっては、路端寄りとする。ただし歩道を有する道路にあっては、歩道上の車道寄りとすることができる。（歩車道境界線から0.25mの間隔を保つものとする。）  3　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。  4　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |

⑩　公衆電話所

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　ボックス式公衆電話所の出入口は、道路と平行に設けるものとする。  2　ポール式公衆電話所の電話器は、車両に対面して利用できるように設けるものとする。  3　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　法敷がある道路にあっては、法敷上の車道寄りとする。  2　法敷のない道路にあっては、路端寄りとする。ただし歩道を有する道路にあっては、歩道上の車道寄りとすることができる。（歩車道境界線から0.25mの間隔を保つものとする。）  3　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。  4　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |

⑪　広告塔

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 1　道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。  2　国、公共団体その他これらに準ずる者が、公共の目的で設置するものに限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　広告塔の大きさは、方径2m以下、高さ4m以下とする。  2　信号機又は道路標識に類似せず、これらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色とする。  3　電光式、照明式及び反射材料式の構造は認めないものとする。  4　デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。  5　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　道路、広場、緑地帯で交通に支障を及ぼすおそれのない場所とする。  2　同一路上における塔の間隔は、100m以上とする。  3　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |
| その他 | 島根県屋外広告物条例に抵触する場合があるので、占用の許可にあたっては留意すること。 |

⑫　カーブミラー

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 原則として一般通行者の利便に供する目的で設置するものに限り、占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　構造、規格は、原則として「交通安全施設の設計標準」による。  2　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　鏡の最下部と路面との距離は1.8m以上とする。  2　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |

⑬　公衆用ごみ容器、公衆用すいがら容器

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 公共団体、公共的団体、バス事業者等が、駅前広場、バス停留所付近の道路及び一般通行者の交通頻繁な道路に設けるもので、交通の支障とならない場所、方法により設けるものに限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　同一街区における容器は、形状を同一とし、かつ交換が容易なものとする。  2　色彩及び意匠は、美観を損しないものとする。  3　容器の管理及びごみ収集について、その管理者及び連絡先を表示するものとする。  4　容器は常に点検し、破損又はごみの堆積等により、路面及び都市の美観を害しないようにすること。  5　堅固なもので、倒壊、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　一般交通に支障のない道路の歩道上及び駐車場上とする。  2　容器は、歩車道境界線から0.25mの間隔を保って設けること。  3　道路の同一側における容器の間隔は50m以上とする。  4　道路の両側に設ける場合には、千鳥式に配列するものとする。  5　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。  6 地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |
| その他 | 「公衆用ごみ容器の占用について」（昭和38年7月8日建設省道路局長通達）を参照すること。 |

⑭　フラワーポット

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 公共団体、公共的団体、その他これらに準ずる者が設ける場合に限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　同一街区における容器は、原則として形状を同一とする。  2　容器の材料は、コンクリート又はこれに類する材質とする。  3　色彩及び意匠は、美観を損しないものとする。  4　容器には管理者を表示するものとする。  5　堅固なもので、倒壊、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　法敷がある道路にあっては、法敷上の車道寄りとする。  2　法敷がない道路にあっては歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から0.25mの間隔を保つものとする。ただし歩道の残幅員が1.5m未満となる場合には認めないものとする。  3　道路の同一側における容器の間隔は、20m以上とする。ただし他の占用物件と錯綜するおそれのない場所には容器の延長を3mまで連続して設けることができる。  4　道路の両側に設ける場合には、千鳥式に配列するものとする。  5　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。  6　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |

⑮　公共掲示板

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 1　公共団体又は公共的団体が法令上及び公益上設けるものに限り占用を認めるものとする。  2　道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　掲示板の大きさは、縦1.0m以下、横1.5m以下とする。ただし、公職選挙法に基づき掲示するものは除く。  2　支柱は埋込式とする。  3　色彩及び意匠は、美観を損しないものとする。  4　管理者名及び掲示事項以外の広告物の添加又は塗装は認めないものとする。  5　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　法敷がある道路にあっては、法敷上の車道寄りとする。  2　法敷がない道路にあっては、歩道上の民地側に接した場所とする。  3　歩道を有しない道路にあっては、法敷以外は認めないものとする。  4　掲示板は、道路の方向と平行に設けるものとする。  5　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。  6　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |

⑵　法第32条第1項第2号に掲げる工作物

〔水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件〕

①　共通事項

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所に限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさない構造とする。  2　車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えない構造とする。  3　浜田市が準用する「島根県地下埋設物件表示要領」により表示するものとする。  4　橋又は高架の道路に取り付ける場合には、橋又は高架の道路に影響を与えない構造とする。  5　マンホールは、破損及びはずれの生じない堅固な構造とする。  6　マンホール蓋は、平板とし、かつ路面と同一勾配とする。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路にあっては、歩道の地下とする。ただし本線については適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、車道の地下に埋設できるものとするが、極力車道端寄りとする。  2　歩道を有しない道路にあっては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とし、極力路端寄りとする。ただし本線については、適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、この限りではないが、極力路面の中央部を避けるものとする。（図）  3　埋設の深さについては、道路法、同法施行令及び同法施行規則によるほか、「ガス管及び水道管の占用の取り扱いについて（案）」（昭和44年7月15日付国道第一課・部長会議資料）、「硬質塩化ビニル管等の占用許可の取り扱いについて」（平成6年5月30日付路政課課長補佐・国道第一課特定道路専門官事務連絡）、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成11年3月31日付路政課長・国道課長通達）等を参照すること。  4　他の埋設管、構造物等との離隔距離は、0.3m以上とする。  5　道路の横断箇所は、最小限にとどめ、道路に対し直角に横断するものとする（工法は開削以外の工法によるものとするが、交通量が極めて少ない箇所、又は工法上きわめて困難な場合はこの限りではない。）。  6　橋又は高架の道路に取り付ける場合には、けたの両側又は床版の下とする。  7　水路を横断する場合は、横断箇所の詳細図を添付させ、十分審査すること。  8　水管又はガス管の本線と地下電線の本線とは、同一側に埋設しないこと。ただし、工事実施上やむを得ない場合又は共同溝設置の場合には、この限りでない。 |

図

7.5m

埋設不可

5.0m

CL

（路面幅員の2/3に相当する路面の中央部分）

歩道

歩道

②　個別事項

　ア　水管（水道管、工業用水道管）

|  |  |
| --- | --- |
| 占用物件の構造 | 1　水管の種類は鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管、耐衝撃性硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管、プレストレストコンクリート管のうち日本工業規格（JIS）あるいは（社）日本水道協会（JWWWA）規格又はこれと同等の規格に適合するものを使用すること。なお、規定の深さがとれない場合には、巻立構造、二重管その他これに代わる構造とすること。  2　水管を道路の上空に設ける場合には、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、漏水等により道路の構造または、交通に支障を及ぼさない構造とすること。 |
| 占用の場所 | 1　水管の頂部と路面との距離は、1.2m以下としないこと。ただし、工事実施上やむを得ない場合は、0.6m以上とすることができる。  また、別表に掲げる緩和措置の対象となる種類（規格）及び管径の水管を設ける場合は、当該水管を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に 0.3mを加えた値（当該値が 0.6mに満たない場合には、0.6ｍ）以下としないこと。  なお、水管の本線以外の線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。）の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は 0.5m（当分の間は0.6m）以下としないこと。ただし、車両の乗り入れ等のため切り下げ部分（以下切り下げ部という。）がある場合で、路面と当該水管の頂部との距離が0.5m（当分の間は0.6m）以下となるときは、当該水管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける水管に必要な防護措置を講じさせること。  2　工事実施上やむを得ない場合に限り、道路の上空を横断して水管を設けることができ、その最下部と路面との距離は5ｍ以上とすること。  3　水道の各戸取付管の制水弁は、道路敷地以外に設けること。 |

イ　下水道管

|  |  |
| --- | --- |
| 占用物件の構造 | 下水道管の種類は鉄筋コンクリート管、鉄筋コンクリート管渠、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管、陶管等のうち日本工業規格（JIS）あるいは（社）日本下水道協会規格（JSWAS）に適合するものを使用すること。なお、規定の深さがとれない場合には、巻立構造、二重管その他これに代わる構造とする。 |
| 占用の場所 | 下水道管の頂部と路面の距離は、3.0m以下としないこと。ただし、工事実施上やむを得ない場合は1.0m以上とすることができる。  また、別表に掲げる緩和措置の対象となる種類（規格）及び管径の水管を設ける場合は、当該水管を設ける道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が1mに満たない場合には、1ｍ）以下としないこと。  なお、下水道管の本線以外の線を車道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は当該道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には0.6m）、歩道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は0.5m（当分の間は0.6m）以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該下水道管の頂部との距離が0.5m（当分の間は 0.6m）以下となるときは、当該下水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける水管に必要な防護措置を講じさせること。 |

ウ　ガス管

|  |  |
| --- | --- |
| 占用物件の構造 | ガス管の種類は鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ガス用ポリエチレン管等のうち、ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）及び日本工業規格（JIS）に適合するものを使用すること。なお、規定の深さがとれない場合には、巻立構造、二重管その他これに代わる構造とする。 |
| 占用の場所 | ガス管の頂部と路面の距離は1.2m以下としないこと。ただし、工事実施上やむを得ない場合は0.6m以上とすることができる。  また、別表に掲げる緩和措置の対象となる種類（規格）及び管径のガス管を設ける場合は、当該ガス管を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m）以下としないこと。  なお、ガス管の本線以外の線を歩道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は0.5m（当分の間は0.6m）以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該ガス管の頂部との距離が0.5m（当分の間は0.6m）以下となるときは、当該ガス管を設ける者に切り下げ部の地下に設けるガス管に必要な防護措置を講じさせること。 |

エ　電線（電気通信線を含む。）

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の場所 | 電線の頂部と路面の距離は車道の地下に設ける場合には0.8m以下、歩道の地下に設ける場合には0.6m以下としないこと。ただし、保安上支障がなく、道路に関する工事の実施上支障がない場合はこの限りでない。  また、別表に掲げる緩和措置の対象となる種類（規格）及び管径の電線を設ける場合は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m）以下としないこと。  なお、電線を歩道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は0.5m（当分の間は0.6m）以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該電線の頂部との距離が0.5m（当面の間は0.6m）以下となるときは、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線に必要な防護措置を講じさせること。 |

【別表】

|  |  |
| --- | --- |
| 緩和措置の対象となる管路等の種類（規格）及び管径 | |
|  |  |
| ⑴　水道事業 |  |
| ・　鋼管（JIS G 3443） | 300mm 以下のもの |
| ・　ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） | 300mm 以下のもの |
| ・　硬質塩化ビニル管（JIS K 6742） | 300mm 以下のもの |
| ・　水道配水用ポリエチレン管（引張降伏強度204㎏ｆ／㎝2以上） | |
| 200 mm以下で外径／厚さ＝11のもの | |
| ⑵　下水道事業 | |
| ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） | 300mm 以下のもの |
| ・ヒューム管（JIS A 5303） | 300mm 以下のもの |
| ・強化プラスチック複合管（JIS A 5350） | 300mm 以下のもの |
| ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6741） | 300mm 以下のもの |
| ・陶管（JIS R 1201） | 300mm 以下のもの |
| ⑶　ガス事業 | |
| ・　鋼管（JIS G 3452） | 300mm 以下のもの |
| ・　ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） | 300mm 以下のもの |
| ・　ポリエチレン管（JIS K 6774） | 200mm 以下のもの |
| ⑷　電気事業 | |
| ・　鋼管（JIS G 3452） | 250mm 以下のもの |
| ・　強化プラスチック複合管（JIS A 5350） | 250mm 以下のもの |
| ・　耐衝撃性硬質塩化ビニル管（JIS K 6741） | 300mm 以下のもの |
| ・　コンクリート多孔管（管材曲げ引張強度54㎏ｆ／㎝2以上） | |
|  | φ125×9条以下のもの |
| ⑸　電気通信事業等 |  |
| ・　硬質塩化ビニル管（JIS K 6741） | 75 mm以下のもの |
| ・　鋼管（JIS G 3452） | 75 mm以下のもの |
|  |  |
| （注）上記括弧内の規格は、可能な限りJIS規格を表示している。 | |

オ　その他の管類（温泉パイプ、かんがい用水管、排水管等）

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　原則として鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、ヒューム管、鉛管、硬質塩化ビニール管（φ150㎜以下）及び石綿セメント管（φ50㎜以下）を使用するものとし、規定の深さがとれない場合には巻立構造、二重管その他これに代わる構造とする。  2　堅固で耐久力を有するとともに道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさない構造とする。  3　車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えない構造とする。  4　橋又は高架の道路に取り付ける場合には、橋又は高架の道路に影響を与えない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路にあっては、歩道の地下とする。  2　歩道を有しない道路にあっては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とするが、極力路端寄りとする。  3　管の頂部と路面との距離は、1.2m以上とする。ただし、工事実施上やむを得ない場合には0.6m以上とすることができるが、車道下にあっては適当な補強工を施すものとする。  4　橋又は高架道路に取り付ける場合には、けたの両側又は床版の下とする。  5　他の埋設管、構造物等との離隔距離は、0.3m以上とする。  6　道路の横断箇所は最小限に止め、道路に対し直角に横断するものとする（工法は開削以外の工法によるものとするが、交通量がきわめて少ない箇所、又は工法上きわめて困難な場合はこの限りではない。）。  7　工事実施上やむを得ない場合に限り道路の上空を横断して管類を設けることができ、その最下部と路面との距離は、5m以上とする。  8　水路を横断する場合は、横断箇所の詳細図を添付させ、十分審査すること。 |

⑶　法第32条第1項第6号に掲げる工作物

〔露店、商品置場その他これらに類する施設〕

①　露店

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の交通上及び構造保全上支障となる場合が多いので、祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの以外の占用は認めないものとする。 |

②　商品置場

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の交通上及び構造保全上支障となる場合が多いので、祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの以外の占用は認めないものとする。 |

⑷　令第7条第1号に掲げる物件

〔看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕及びアーチ〕

①　電柱に添加する広告物

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 電柱等の管理者が添加を同意した場合に限り1柱につき取付広告物1個、巻付広告物１個の占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　突出広告物の大きさは、縦1.2m以下、横0.45m以下とする。  2　巻付広告物の大きさは、1㎡以下、縦は1.8m以下とし、1個を2面とすることができる。  3　信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色とする。  4　電光式、照明式又は反射材料式の構造は認めないものとする。  5　デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。  6　骨格及び支持材料は、金属製とする。  7　相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路にあっては、突出広告物の最下部と路面との距離は、2.5m以上とし、歩道を有しない道路にあっては、4.7m以上とする。（図）  2　原則として道路中心方向へ突出してはならない。  3　巻付広告物の最下部と路面との距離は、2.0m以上とする。  4　道路の同一側における広告物相互の間隔は、20m以上とする。  5　突出広告物の突出部分の長さは、0.5m以内とする。 |
| その他 | 1　「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日建設省道路局長通達）を参照すること。  2　島根県屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては留意すること。 |

図

道路

民地

官民境界

突

出

巻

付

4.7m以上

0.5ｍ以内

0.45ｍ以内

1.2m以内

2.5m以上

1.8m以内

1.0m以下

2.0m以上

歩道

巻

付

突

出

②　アーケードに添加する広告物

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | アーケードとして道路の占用許可を受けたものに限り、1軒につき広告物1個の占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　広告物の大きさは、縦0.4m以下、横1.25m以下、幅0.3m以下とする。（図）  2　広告物の取付部分は、2か所以上とする。  3　広告物の枠は、アルミ材等の軽量な材料を使用し、表示板はプラスチックを使用するものとする。  4　信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので地色は原則として乳白色とし、蛍光塗料は使用しないものとする。  5　アンドン式の構造を認めるものとする。  6　表示内容は商店名とし、広告のみの表示を認めないものとする。  7　一街区毎に広告物の規格は統一するものとする。  8　デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮するものとする。  9　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とすること。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路の歩道上とする。  2　広告物の最下部と路面との距離は、2.5m以上とする。 |
| その他 | 島根県屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては留意すること。 |

図

2.5ｍ以上

40cm

125cm

プラスチック

30cm

③　突出看板

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 自家用広告物に限り、1営業所又は1事業所につき広告物2個の占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色とする。  2　反射材料式の構造は認めないものとする。  3　デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。  4　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とすること。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路にあっては、広告物の最下部と路面との距離は、2.5m以上とし、路面上への出幅は道路境界線から0.6m以内とする。  2　歩道を有しない道路にあっては、広告物の最下部と路面との距離は、4.7m以上とし、路面への出幅は道路境界線から0.6m以内とする。  3　広告物の上端は、取付壁面を超えないものとする。 |
| その他 | 1　「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日建設省道路局長通達）を参照すること。  2　島根県屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては留意すること。 |

④　立看板

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路交通上はもとより、道路美観上からも支障があるので占用を極力抑制するものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　広告物の大きさは、縦2m以下、横1m以下とする。  2　信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として、白色又は淡色とする。  3　電光式、照明式及び反射材料式の構造は、認めないものとする。  4　倒壊、はく離、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路にあっては、歩道上の民地側に接した場所とする。  2　歩道を有しない道路にあっては、法敷上とする。  3　立看板は、道路と平行に設けるものとする。  4　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。  5　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |
| その他 | 1　「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日建設省道路局長通達）を参照すること。  2　島根県屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては留意すること。  3　選挙看板の大きさに注意すること。  （選挙事務所を表示するための看板は、縦3.5m、横1m以内とされているが、道路占用のときは縦2m以下、横1m以下とすること。） |

⑤　サインポール

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 1　道路交通上はもとより、道路美観上からも支障があるので占用を極力抑制するものとする。  2　道路の上空に限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　原則として方持式（オーバー・ハング式）の構造とする。  2　信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白地又は淡色とする。  3　反射材料式の構造は認めないものとする。  4　デザイン及び表示内容は、美観風致を十分に考慮するものとする。  5　支柱、支持材料等は金属製とする。  6　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造による。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路にあっては、突き出し部の最下部と路面との距離は、4.7m以上とし、路面上への出幅は道路境界線から 0.6m以下とする。  2　歩道を有しない道路にあっては、突き出し部の最下部と路面との距離は、5m以上とし、路面上への出幅は、道路境界線から 0.6m以下とする。  3　道路敷地内の建柱は、認めないものとする。 |
| その他 | 島根県屋外広告物条例に抵触するので占用許可にあたっては留意すること。 |

⑥　旗さお、のぼり

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路交通上はもとより、道路美観上からも支障があるので占用を極力抑制するものとする。ただし公共団体、公共的団体等が交通事故の防止、火災防止等の公共の目的のため一定期間を区切って設けるもの、又は祭礼、縁日大売り出し、催物等で一時的に設けるものについてはこの限りでない。 |
| 占用物件の構造 | 1　旗の大きさは、縦1.5m以下、横0.5m以内とする。  2　道路標識、信号機その他交通保安施設の効用を阻害するような意匠、色彩及び反射性の材料は避けるものとする。  3　倒壊、はく離、汚損等により美観を損し、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路にあっては、歩道上の民地側に接した場所とする。  2　歩道を有しない道路にあっては、法敷上又は路端寄りとする。  3　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めないものとする。  4　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |
| その他 | 1　「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日建設省道路局長通達）を参照すること。  2　島根県屋外広告物条例に抵触するので、占用の許可にあたっては、留意すること。 |

⑦　幕（横断幕）（工事用施設であるものを除く）

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 自動車運転者の視覚を害し、又美観上も好ましくないので、占用を極力抑制するものとする。ただし、公共的団体が公共目的のため一定期間を区切って設けるもの、又は祭礼、催物等で一時的に設けるものについてはこの限りではない。 |
| 占用物件の構造 | 幕の両端は十分に結索し、落下又は垂れ下がりしないようにする。 |
| 占用の場所 | 1　大きさは幅1ｍ以下とし、掲出期間中、垂れ下がり等により一般交通に支障をきたさないようにさせること。  2　幕の下端と路面との距離は、5m以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。 |

⑧　アーチ

1　アーチの設置は消防活動上、道路交通上はもとより道路美観上からも支障があるので、祭礼催物等のために一時的に設ける仮設のもの以外は、占用を認めないものとする。

2　「指定区間内の一般国道における路上広告物占用許可基準について」（昭和44年8月20日建設省道路局長通達）を参照すること。

⑸　令第7条第4号に掲げる物件

〔工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設〕

①　工事用板囲、足場

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の敷地以外に余地がなく真にやむを得ないものに限り一時的な占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　板囲の材料は、木板、亜鉛板等強固な材質を使用するものとする。  2　足場の前面にシート又は金網を張りめぐらすものとする。  3　支柱は鉄骨等強固な材質を使用するものとする。  4　高層建築利用の板囲又は足場を設ける場合には、上空に危険防止柵を設けるものとする。  5　道路の曲がり角に板囲を設ける場合は、隅切りを設けるものとする。  6　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　地面に接して設ける場合  ア　歩道を有する道路にあっては、歩道上とし、路面上への出幅は歩道幅員の3分の1以下とし、歩道の残幅員が0.75m未満になる場合は、歩行者の安全対策を講ずること。  イ　歩道を有しない道路にあっては、法敷上又は路端寄りとし、路面上への出幅は0.5m以下とすること。  2　地面に接しないで設ける場合  ア　歩道を有する道路にあっては、施設の最下部と路面との距離は3m以上とし、歩道上への出幅は、歩道幅員から0.25m差し引いた値以下とする。  イ　支柱は、歩車道境界線から0.25mの間隔を保って設けるものとする。  ウ　歩道を有しない道路にあっては、施設の最下部と路面との距離は5m以上とし、路面への出幅は、0.5m以下とし、支柱は認めない。  3　危険防止柵の最下部と路面との距離は5ｍ以上とし、路面上への出幅は必要最小限とする。  ※　島根県においても、出幅0.5m以上の占用を許可しており、浜田市も同様に許可している。 |

②　詰所

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 道路の敷地以外に余地がなく真にやむを得ないものに限り一時的な占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　詰所の大きさは、必要最小限とする。  2　支柱は、鉄骨等強固な材質を使用するものとする。  3　床は、水漏れを生じない構造とする。  4　屋根には、雨といを設けて雨水が直接路面に落下しないようにするものとする。  5　詰所の出入口は、民地側に設けるものとする。  6　広告物の添加又は塗装は、認めないものとする。  7　相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　歩道を有する道路にあっては、歩道上とし、施設の最下部と路面との距離は、3m以上とする。  2　施設及び支柱は、歩車道境界線から0.25mの間隔を保って設けるものとする。  3　歩道を有しない道路にあっては、法敷上とする。 |

⑹　令第7条第5号に掲げる物件

〔土石、竹木、瓦、その他の工事用材料〕

①　材料（土石、竹木、瓦、その他の工事用材料）置場

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の方針 | 1　期間の長期化又は材料の乱雑化により、道路管理上、衛生上及び美観上支障となる場合が多いので、占用を極力抑制するものとする。  2　一時的なもので必ず撤去される見込があり道路管理上支障とならない場合に限り占用を認めるものとする。 |
| 占用物件の構造 | 1　材料置場の大きさは、必要最小限とする。  2　材料の外周を板等で囲み倒壊、はく離、汚損、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。  3　路面の流水を妨げない構造とする。 |
| 占用の場所 | 1　法敷上で、かつ、路肩から0.25m以上離すものとする。  2　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は、認めないものとする。  3　地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とする。 |